

浦添市屋外広告物条例施行規則

令和4年3月25日

規則第20号

改正 令和4年6月24日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市屋外広告物条例（令和4年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋上広告物 建築物の屋上又は屋上の工作物に取り付けられたもの（階段室、昇降機塔その他これらに類する部分の壁面に表示されたものを含む。）をいう。
- (2) 壁面広告物 建築物その他の工作物の壁面に表示され、又は取り付けられたものをいう。
- (3) 地上広告物 木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成され、土地に固定された状態で設置されたものをいう。
- (4) はり紙 紙等を使用して作成されたもので、建築物その他の工作物又はこれら以外の物件にはり付けられたものをいう。
- (5) はり札等 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項に規定するはり札等をいう。
- (6) 広告旗 法第7条第4項に規定する広告旗をいう。
- (7) 立看板等 法第7条第4項に規定する立看板等をいう。
- (8) 簡易広告物 はり紙、はり札等、広告旗、立看板等その他これらに類する簡易な広告物をいう。
- (9) アーチ広告 地上広告物のうち、道路等を横断して設置されたものをいう。

(許可の申請)

第3条 条例第11条第1項、第12条第5項又は第14条第5項から第9項までの規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物（新規・継続）許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。

- (1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの状況を示すカラー写真
- (2) 広告物等の形状、色彩、意匠、寸法、材質及び構造を示す図面及び仕様書

- (3) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物の高さ及び壁面の面積並びに当該建築物との位置関係を示したもの
- (4) 申請者以外の者が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し
- (5) 既設の広告物等の表示等がある場合においては、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真
- (6) 広告物等の表示等に関し他の法令の規定による許可等が必要な広告物等は、当該許可等があったことを証する書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、簡易広告物に係る許可の申請で市長が認める場合は、前項各号に掲げる書類の添付について、その一部を省略することができる。

(広告物協定地区における認定の申請等)

第4条 条例第13条第1項、第3項又は第8項の認定を受けようとする者は、広告物協定認定申請書（様式第2号）に広告物協定書の写し及び広告物協定地区の位置図（条例第13条第8項の認定を受けようとする場合を除く。）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、当該内容が適当であると認めるときは、広告物協定認定書（様式第3号）を交付するものとする。

(適用除外等)

第5条 条例第14条第2項第1号、第2号及び第5号、同条第3項第1号、同条第4項及び第10項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

(公共掲示板への表示)

第6条 条例第14条第2項第8号の規則で定めるところにより表示する広告物は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 表示面積が0.4平方メートル以内のはり紙であること。
- (2) 同一表示者について公共掲示板一基につき、1枚であること。
- (3) 表示期間が、毎月2日から15日まで、又は17日から月末までのものであること。

2 前項の広告物を表示した者は、その表示期間が満了したときは、これを自ら除去しなければならない

(公益上必要な施設又は物件)

第7条 条例第14条第8項の規則で定める公益上必要な施設又は物件は、次に掲げる

ものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置する施設又は公共掲示板、案内図板、案内標識等の物件
- (2) 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合その他の用に供する施設又は当該施設に付随する物件
- (3) その他市長が指定するもの
(公共的な取組)

第8条 条例第14条第9項の規則で定める公共的な取組は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体及び地域住民等が実施主体となつて行う行事又は催物
- (2) 防犯又は防災に関する取組
- (3) 道路、公園その他の公共施設の清掃、美化又は維持管理
- (4) その他商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を主たる目的としな
いものであつて、地域の活性化、地域コミュニティの発展等に寄与するものとし
て市長が認める取組
(公共的目的の広告物等に係る届出等)

第9条 条例第14条第11項の規定による届出をしようとする国又は地方公共団体は、
屋外広告物表示（設置）届出書（様式第4号）に第3条第1項各号に掲げる書類を
添付し、正副2通を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の届出を受け付けたときは、屋外広告物届出済標識（様式第5号）
を当該届出をした者に交付するものとする。ただし、はり紙、はり札等又は立看板
等に係る届出にあつては、当該はり紙、はり札等又は立看板等に屋外広告物届出済
印（様式第6号）を押印することにより、屋外広告物届出済標識の交付に代えるこ
とができる。

(許可の期間)

第10条 条例第15条第2項の規定より規則で定める許可の期間は、次の各号に掲げる
区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) はり紙、はり札等、広告旗、つり下げ広告又は気球広告 1月以内
- (2) 立看板等又は広告幕 1年以内
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外のもの 3年以内

(継続許可の申請)

第11条 条例第16条第1項の継続の許可を受けようする者は、既得の許可期間満了日
の10日前までに、屋外広告物（新規・継続）許可申請書（様式第1号）に、次に掲
げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。

- (1) 屋外広告物自己点検報告書（様式第7号）
- (2) 屋外広告士その他これと同等の知識を有する者（条例第21条第3項に掲げる者をいう。）の資格を証する書類の写し
- (3) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの状況を示すカラー写真
- (4) 申請者以外の者が所有し、又は管理する土地、建築物又は工作物に広告物等の表示等を行う場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し
- (5) 広告物等の表示等に関し、他の法令の規定による許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類
（変更等許可の申請）

第12条 条例第17条第1項の変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更等許可申請書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して、正副2通を市長に提出しなければならない。

- (1) 広告物等の表示等を行う場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの状況を示すカラー写真
- (2) 変更又は改造内容が確認できる図面及び書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
（軽微な変更又は改造）

第13条 条例第17条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広告物等をその許可又は届出当時の表示内容、形状、色彩、意匠又は許可に付せられた条件に変更を加えない程度に修繕し、補強し、又は塗り替えるもの
- (2) 劇場、映画館等常設の興行場が設置する物件に位置及び形状を変更することなく興行内容を表示する広告物を定期的に変更するもの
- (3) 自動車の外面を利用するもので位置及び形状を変更することなく表示する広告物を定期的に変更するもの
- (4) 新聞又ははり紙の掲出物件に位置及び形状を変更することなく表示する広告物を定期的に変更するもの
（許可の基準）

第14条 条例第18条第1項の規定により規則で定める許可の基準は、別表第2から別表第4のとおりとする。

(許可の通知等)

第15条 市長は、条例の規定による許可をしたときは、屋外広告物許可書（様式第9号）に屋外広告物許可証（様式第10号）を添付して、当該許可の申請者に交付するものとする。ただし、はり紙、はり札等又は立看板等に係る許可にあつては、屋外広告物許可印（様式第11号）を押印することにより、屋外広告物許可証の交付に代えることができる。

2 市長は、前項の許可について許可しないときは、その旨及び理由を当該許可の申請者に通知するものとする。

(許可及び届出の表示)

第16条 条例第19条第1項の規則で定める許可証は、前条第1項の屋外広告物許可証とする。

2 条例第19条第1項のただし書の規則で定める許可の押印は、前条第1項の屋外広告物許可印とする。

3 条例第19条第3項で定める届出済標識は、第9条第2項の届出済標識とする。

4 条例第19条第3項ただし書の規則で定める届出済の押印は、第9条第2項の届出済印とする。

(表示等の完了の届出)

第17条 条例第20条の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物完了届（様式第12号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に届け出なければならない。ただし、当該許可の期間が1月以内の広告物等については、この限りでない。

(1) 広告物等の表示後のカラー写真

(2) 広告物等の表示等に関し、他の法令の規定による許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(点検等)

第18条 条例第21条第2項に規定する点検は、別に定める項目について、設置後3年以内ごとに行うものとする。

2 点検を行う者及び広告物等の表示等を行う者又は広告物等を管理する者は、点検の実施状況が分かる書類その他必要と認める書類等を保管しなければならない。

3 条例第21条第2項ただし書の規則で定める小規模な広告物等（以下「小規模広告物等」という。）は、第2条第2項第8号に規定する簡易広告物及び掲出物件とする。

4 条例第21条第3項の規則で定める大規模な広告物等（以下「大規模広告物等」と

いう。)は、地上広告物、アーチ広告その他これらに類するものであり、かつ、そのものの高さが4メートルを超えるものとする。

5 条例第21条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許(広告美術科に係るものに限る。)を受けた者又は同法第44条第1項の技能検定(広告美術仕上げに係るものに限る。)に合格した者
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士で、沖縄県その他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の行う広告物等の表示等に関し必要な知識を習得させることを目的とする講習会(以下「屋外広告物講習会」という。)の課程を修了した者
- (3) 屋外広告物講習会の課程を修了した者で、屋外広告業に関する3年以上の実務経験を有する者
- (4) 職業能力開発促進法第15条の7第1項の職業訓練又は同法第24条第1項の認定に係る職業訓練(広告美術科又は広告美術仕上げ科に係るものに限る。)を修了した者で、屋外広告業に関し3年以上の実務経験を有する者
- (5) 沖縄県屋外広告物条例(昭和50年条例第28号)第38条第1項第5号に規定する認定を受けた者
- (6) 法第10条第2項第3号の規定により登録を受けた法人又はその加盟団体が実施する屋外広告物の点検に関する技能講習を修了した者で、屋外広告業に関し3年以上の実務経験を有する者
- (7) その他前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものとして市長が認めた者

6 条例第21条第4項の規定による報告は、次に掲げる資料によるものとする。

- (1) 前項に掲げる者が作成した屋外広告物安全点検報告書(様式第13号)
- (2) その他市長が必要と認める書類
(除去の届出)

第19条 条例第22条第2項の規定による届出は、屋外広告物除去届(様式第14号)を提出するものとする。

2 前項の届出には、広告物等を除去したことを示すカラー写真を添付しなければならない。

(広告物等を保管した場合の公示の場所等)

第20条 条例第26条第1項第1号の規則で定める場所は、浦添市役所掲示場とする。

2 条例第26条第2項の規則で定める保管物件一覧は、屋外広告物保管物件一覧簿(様

式第15号) とする。

3 条例第26条第2項の規則で定める場所は、都市建設部美らまち推進課とする。

(保管した広告物等の売却方法)

第21条 条例第28条の規則で定める方法は、法及び条例によるもののほか、浦添市契約規則(昭和55年規則第4号)の規定を準用する。

(広告物等の返還に係る受領書)

第22条 条例第30条の規則で定める受領書は、広告物等受領書(様式第16号)とする。

(身分証明書)

第23条 条例第31条第2項の規則で定める身分証明書は、身分証明書(様式第17号)とする。

(管理者の資格等)

第24条 条例第33条第2項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 第18条第5項に掲げる者

(2) その他前号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと市長が認定した者

(管理者等の届出)

第25条 条例第34条第1項の規定による届出は、屋外広告物管理者届(様式第18号)により行わなければならない。

2 条例第34条第2項の規定による届出は、屋外広告物設置者(管理者)変更届(様式第19号)により行わなければならない。

3 条例第34条第3項の規定による届出は、屋外広告物等滅失届(様式第20号)により行わなければならない。

4 条例第34条第4項の規定による届出は、屋外広告物設置者(管理者)氏名等変更届(様式第21号)により行わなければならない。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(令和4年6月24日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第5条関係)

条例第14条に規定する適用除外の基準

広告物の種類	区分	基準
条例第14条第2項第1号	第1種禁止地域	(1) 別表第2第1項共通許可基準に

(自家用広告物等)	第2種禁止地域	適合していること。 (2) 1事業所等につき表示面積の合計が5平方メートル以下であること。
	第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	(1) 別表第2第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 1事業所等につき表示面積の合計が10平方メートル以下であること。
条例第14条第2項第2号 (自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等(以下「管理用広告物等」という。))	第1種禁止地域 第2種禁止地域	(1) 別表第2第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 1箇所につき表示面積の合計が1平方メートル以下であること。
	第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	(1) 別表第2第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 1箇所につき表示面積の合計が5平方メートル以下であること。
条例第14条第2項第5号 (軌道車両又は自動車に表示される広告物)	軌道車両	(1) 別表第2第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 表示面積は、1側面につき2平方メートル以下で、前面及び後面においては、それぞれ1平方メートル以下であること。
	自動車	(1) 別表第2第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 表示面積は、1側面につき2平方メートル以下(小型車にあっては、0.5平方メートル以下)で、前面及び後面においては、それぞれ1平方メートル以下(小型車にあっては、0.5平方メートル以下)であること。 (3) 個数は、1側面につき3個以下

		(小型車にあっては、2個以下)で、 後方においては、1個であること。
条例第14条第3項第1号 (自己の氏名、名称、店名 若しくは商標又は自己の 事業若しくは営業の内容 を表示する広告物)	第1種禁止地域 第2種禁止地域 第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	(1) 別表第2第1項共通許可基準に 適合していること。 (2) 1事業所等につき表示面積の合 計が5平方メートル以下であるこ と。
条例第14条第4項(政治団 体が政治活動のために表 示又は設置するはり紙、は り札等、広告旗又は立看板 等)	第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	(1) はり紙又ははり札等の表示面積 は、1平方メートル以下であること。 (2) 広告旗又は立看板等の大きさは、 横1メートル以下、縦2メートル以 下であること。 (3) 表示期間は1月以内であること (4) 表示期間並びに表示者名又は管 理者名及びその連絡先を明示してい ること。 (5) 表示又は掲出する場所について 施設管理者(管理者がない場合はそ の所有者)の承諾を得ていること。
条例第14条第10項(公益上 必要な施設又は物件に寄 贈者名等を表示する場合)	第1種禁止地域 第2種禁止地域 第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	(1) 寄贈者名等の大きさは、表示面積 の20分の1以下で、かつ、0.5平方メ ートル以下であること。 (2) 寄贈者名等を表示する施設又は 物件の効用を妨げないものであるこ と。 (3) 寄贈者名等の表示は、1件につき 1個とすること。 (4) 発光塗料は使用しないこと。

別表第2 (第14条関係)

条例第11条第1項に規定する許可地域における条例第18条1項の広告物等の表示
等の許可基準

1 共通許可基準

(1) 良好な景観形成又は風致の維持に関する基準

- ア 広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩及び意匠等が、周囲の景観又は環境と調和していること。
- イ 広告物等の大きさは、効果の限度において最小限にとどめること。
- ウ 照明を伴うものにあつては、照明の光及び照明器具自体が周囲の景観又は風致を害しないこと。
- エ 電光表示広告物及びその他可変式照明（ネオン、LEDランプ、白熱電球、蛍光灯等による光源の運動並びに光の明滅及び照射方向の運動を伴う照明をいう。）にあつては、周辺の景観に影響を及ぼさないよう明るさを適切に管理し、その表示及び点滅の速度は緩やかなものとする事。
- オ 広告物等を表示しない裏面、側面、脚部等の部分についても、良好な景観の形成及び風致の維持に配慮されたものであること。
- カ 広告物等の色彩は、原則として、中間色を中心に色調を整えたものであり、かつ、けばけばしい色を使用していないものであること。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。

(2) 公衆に対する危害防止に関する基準

- ア 広告物の材質は、腐食、腐朽又は破損しにくいものを使用し、かつ、その構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- イ 広告物等は、交通標識及び交通信号の類と混同し、若しくはこれらを遮蔽し、又は幻惑させる等により道路交通に影響を与えないものであること。
- ウ 道路法（昭和27年法律第180号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の適用を受ける広告物等は、これらの法令の規定に適合するものであること。

2 広告物等の種類ごとの許可基準

広告物の種類	区分	基準
屋上広告物	第1種許可地域	(1) 広告物の表示面積は1面30平方メートル以下とすること。 (2) 広告物の高さは5メートル以下で、かつ、地上から広告物を設置する箇所までの高さ3分の1以下とす

		ること。 (3) 建築物 1 棟について原則 1 基とすること。
	第 2 種許可地域	(1) 広告物の表示面積は 1 面 50 平方メートル以下とすること。 (2) 広告物の高さは 5 メートル以下で、かつ、地上から広告物を設置する箇所までの高さ 3 分の 1 以下とすること。 (3) 建築物 1 棟について原則 1 基とすること。
	第 3 種許可地域	(1) 広告物の表示面積は 1 面 80 平方メートル以下（表示面積の合計 200 平方メートル以下）とすること。 (2) 広告物の高さは 10 メートル以下で、かつ、地上から広告物を設置する箇所までの高さ 3 分の 1 以下とすること。 (3) 建築物 1 棟について原則 1 基とすること。
壁面広告物	第 1 種許可地域	(1) 1 壁面における表示面積の合計が 30 平方メートル以下で、かつ、当該壁面面積の 3 分の 1 以下とすること。 (2) 1 壁面において同一内容の広告物等の表示は 1 個までとすること。
	第 2 種許可地域	(1) 1 壁面における表示面積の合計が 50 平方メートル以下で、かつ、当該壁面面積の 3 分の 1 以下とすること。 (2) 1 壁面において同一内容の広告物等の表示は 2 個以下とすること。

	第3種許可地域	(1) 1壁面における表示面積の合計が70平方メートル以下で、かつ、当該壁面面積の2分の1以下とすること。 (2) 1壁面において同一内容の広告物等の表示は2個以下とすること。
壁面より突出するもの（以下「突出広告」という。）	第1種許可地域 第2種許可地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計が20平方メートル以下（1面10平方メートル以下）とすること。 (2) 突出幅は、壁面から1.5メートル以内（路端から1メートル以内）とすること。 (3) 道路面から広告物の下端までの高さは、歩道上は2.5メートル以上、道路上は4.5メートル以上とすること。 (4) 壁面の上端を超えないこと。
	第3種許可地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計が30平方メートル以下（1面15平方メートル以下）とすること。 (2) 突出幅は、壁面から1.5メートル以内（路端から1メートル以内）とすること。 (3) 道路面から広告物の下端までの高さは、歩道上は2.5メートル以上、道路上は4.5メートル以上とすること。 (4) 壁面の上端を超えないこと。
地上広告物	第1種許可地域	(1) 表示面積の合計は、1面15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下（1基当たり）とすること。

		(2) 設置数は4基以下(管理用広告物等は除く。)とすること。 (3) 広告物上端の高さは地上から13メートル以下とすること。
	第2種許可地域	(1) 表示面積の合計は、1面15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下(1基当たり)とすること。 (2) 設置数は4基以下(管理用広告物等は除く。)とすること。 (3) 広告物上端の高さは地上から15メートル以下とすること。
	第3種許可地域	(1) 表示面積の合計は、1面30平方メートル以下で、かつ、合計60平方メートル以下(1基当たり)とすること。 (2) 設置数は4基以下(管理用広告物等は除く。)とすること。 (3) 広告物上端の高さは地上から15メートル以下とすること。
電光表示広告物	第1種許可地域	(1) 広告物の表示面積は、合計18平方メートル以下とすること。
	第2種許可地域	
	第3種許可地域	(1) 広告物の表示面積は、合計30平方メートル以下とすること。 (2) 設置数は、原則2基以下とすること。
電柱を利用するもの	第1種許可地域	(1) 広告物の個数は、電柱1本について、突出広告、巻き付け広告又は直塗広告ともに各1個とすること。ただし、角鉄柱においてこれらを表示し、又は設置する場合は、2面とすること。
	第2種許可地域	
	第3種許可地域	

		(2) 路面から、巻き付け広告又は直塗広告の下端までの高さは1.2メートル以上とすること。 (3) 広告物の大きさは、突出広告にあつては横0.6メートル以下、縦1.2メートル以下、巻き付け広告にあつては縦1.2メートル以下、はり付け広告及び直塗広告にあつては幅は柱の幅以下、縦は1.2メートル以下とすること。 (4) 路面から突出広告の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上とすること。取り付け方向は歩道と車道の区別のある道路では歩道側とし、その区別のない道路では、原則として路端側とすること。
街灯柱を利用するもの	第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	(1) 広告物は、街灯柱1本につき1個までとし、柱には巻き付け広告又は直塗広告は表示しないこと。 (2) 原則として規格を統一することとし、その大きさは一面の表示面積が0.3平方メートル以下とすること。 (3) 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上とすること。
はり紙及びはり札等	第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	(1) 表示面積は、原則として1平方メートル以下とすること。 (2) 同一内容のものは、1箇所につき

		2枚以下とすること。
立看板等	第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	(1) 大きさは、幅1メートル以下、長さ2メートル以下とし、脚の長さは0.5メートル以下とすること。 (2) 倒伏のおそれがないように固定され、表示面は、可能な限り垂直にすること。 (3) 信号機、主要な交差点（幅員8メートル以上の道路が相互に交差する交差点をいう。以下同じ。）の角、道路標識（主要な交差点から10メートル以内にある道路標識に限る。以下同じ。）及び道路反射鏡から、それぞれ10メートル以上離れた場所に設置されるものであること。
アーチ広告	第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	(1) アーチ広告の設置場所は、原則として繁華街又はこれに準ずる地域とすること。アーチ全体の長さは、12メートル以下であること。 (2) アーチ広告の一面の表示面積は、30平方メートル以下とすること。
広告幕（横断幕、懸垂幕等） 及び広告旗	第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	(1) 広告幕は、幅1.8メートル以下、長さ20メートル以下とすること。 (2) 広告旗は、横1メートル以下、縦5メートル以下とすること。 (3) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上とすること。 (4) 道路を横断する広告幕にあっては、信号機、主要な交差点、道路標

		識及び道路反射鏡からそれぞれ10メートル以上離れた場所に設置されるものであること。
塀又は垣広告	第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	(1) 表示面積の合計は、塀又は垣のそれぞれの面の2分の1以下で、かつ、20平方メートル以下とすること。 (2) 設置数は、塀又は垣の1面につき3個以下とすること。
気球広告	第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	(1) 設置箇所から気球の上端までの垂直距離は、50メートル以下とすること。 (2) 取付位置は、電線、煙突、高圧線等の施設物に接触するおそれのないようにすること。 (3) 広告面にネットを使用すること。
軌道車両に表示される広告	第1種許可地域 第2種許可地域 第3種許可地域	(1) 共通許可基準に適合していること。 (2) 左右の側面のみに表示し、それぞれの側面における表示面積の合計（表示しようとする広告物の表示面積及び許可を受けた既設の広告物の表示面積を合算したのとする。）は、10平方メートル以下であること。ただし、軌道車両の管理者が、表示される広告物について一定の審査手続を行う等、市長が特に認める場合は、この限りでない。

別表第3（第14条関係）

条例第12条第5項に規定する眺望保全地区の許可基準

- 1 別表第2第1項の共通許可基準に適合していること。
- 2 眺望保全地区のうち市道国際センター線沿線地区の広告物等の色彩は、原則として、彩度10以下とすること。ただし、次に定める場合は、この限りでない。

ア 広告物等の表示面積が、3平方メートル以下の場合

イ 広告物等の色彩について、彩度10を超える部分が表示面積の3分の2以下の場合

3 広告物の種類ごとの基準について、次表に定める基準に適合するものとする。

ただし、次表に定める広告物以外については、別表第2第2項に定める基準に適合すること。

広告物の種類	区分	基準
屋上広告物	第1種許可地域 第2種許可地域	表示不可
壁面広告物	第1種許可地域	(1) 1壁面における表示面積の合計が30平方メートル以下で、かつ、当該壁面面積の3分の1以下とすること。 (2) 壁面の外郭線からは突出しないこと。ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす場合は、壁面の上端から突出することができる。 ア 広告物の最上部が地上10メートル以下で、上部へ突出する部分が広告物の高さの2分の1以下かつ50センチメートル以下であること。 イ 電光表示広告物ではないこと。 (3) 1壁面において同一内容の広告物等の表示は1個までとすること。
	第2種許可地域	(1) 1壁面における表示面積の合計が50平方メートル以下で、かつ、当該壁面面積の3分の1以下とすること。 (2) 1壁面において同一内容の広告物等の表示は2個以下とすること。
突出広告	第1種許可地域	(1) 1事業所等における表示面積の

		合計が20平方メートル以下（1面10平方メートル以下）とすること。 (2) 突出幅は、壁面から1.5メートル以内（路端から1メートル以内）とすること。 (3) 道路面から広告物の下端までの高さは、歩道上は2.5メートル以上、道路上は4.5メートル以上とすること。 (4) 壁面の上端を超えないこと。 (5) 電光表示広告物ではないこと。
	第2種許可地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計が20平方メートル以下（1面10平方メートル以下）とすること。 (2) 突出幅は、壁面から1.5メートル以内（路端から1メートル以内）とすること。 (3) 道路面から広告物の下端までの高さは、歩道上は2.5メートル以上、道路上は4.5メートル以上とすること。 (4) 壁面の上端を超えないこと。
地上広告物	第1種許可地域	(1) 表示面積の合計は、1面15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下（1基当たり）とすること。 (2) 設置数は1基まで（管理用広告物等は除く。）とすること。 (3) 広告物上端の高さは地上から、市道国際センター線沿線地区は10メートル以下、県道浦添西原線沿線地区は13メートル以下とすること。

	第 2 種許可地域	(1) 表示面積の合計は、1 面15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下（1 基当たり）とすること。 (2) 設置数は1 基まで（管理用広告物等は除く。）とすること。 (3) 広告物上端の高さは地上から 5メートル以下とすること。
電光表示広告物	第 1 種許可地域	(1) 広告物の表示面積は、1 面 3 平方メートル以下で、かつ、合計 6 平方メートル以下とすること。 (2) 設置数は、1 基までとすること。
	第 2 種許可地域	(1) 広告物の表示面積は、合計18平方メートル以下とすること。 (2) 設置数は、1 基までとすること。

別表第 4（第14条関係）

条例第14条第 5 項から第 7 項までに規定する許可基準

1 条例第14条第 5 項に規定する許可の基準

- (1) 別表第 2 第 1 項の共通許可基準に適合していること。
- (2) 第 1 種禁止地域における広告物等の色彩は、原則として、彩度10以下とすること。ただし、次に定める場合は、この限りでない。
 - ア 広告物等の表示面積が、3 平方メートル以下の場合
 - イ 広告物等の色彩について、彩度10を超える部分が表示面積の 3 分の 2 以下の場合
- (3) 広告物の種類ごとの基準について、次表に定める基準に適合するものとする。ただし、次表に定める広告物以外については、別表第 2 第 2 項に定める基準に適合すること。

広告物の種類	区分	基準
屋上広告物	第 1 種禁止地域	(1) 表示不可。ただし、高架水槽に表示する 5 平方メートル以下の自家用広告物等（建物名称）は除く。高架水槽に表示する自家用広告物等は、

		電光表示広告物ではないこと。
	第 2 種禁止地域	(1) 表示面積は20平方メートル以下とすること。 (2) 広告物の高さは、3.5メートル以下で、かつ、地上からそれを設置する箇所までの高さの4分の1以下とすること。 (3) 建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないこと。 (4) 建築物1棟につき、原則1基までとすること。
壁面広告物	第 1 種禁止地域 第 2 種禁止地域	(1) 1 壁面における表示面積の合計が20平方メートル以下で、かつ、当該壁面面積の4分の1以下であること。 (2) 壁面の外郭線からは突出しないこと。ただし、次に掲げる条件をいずれも満たす場合は、壁面の上端から突出することができる。 ア 広告物の最上部が地上10メートル以下で、上部へ突出する部分が広告物の高さの2分の1以下かつ50センチメートル以下であること。 イ 電光表示広告物ではないこと。 (3) 1 壁面において同一内容の広告物等の表示は1個までとすること。
突出広告	第 1 種禁止地域 第 2 種禁止地域	(1) 表示面積の合計が20平方メートル以下（1 面の場合は10平方メートル以下）とすること。 (2) 突出幅は、壁面から1.5メートル以内（路端から1メートル以内）と

		すること。 (3) 道路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路では4.5メートル以上とすること。 (4) 壁面の上端を超えないこと。 (5) 電光表示広告物ではないこと。
地上広告物	第1種禁止地域 第2種禁止地域	(1) 表示面積の合計は、1面10平方メートル以下で、かつ、合計20平方メートル以下（1基当たり）とすること。 (2) 設置数は1基まで（管理用広告物等は除く。）とすること。 (3) 広告物上端の高さは地上から10メートル以下とすること。
電光表示広告物	第1種禁止地域 第2種禁止地域	(1) 広告物の表示面積は1面3平方メートル以下で、かつ、合計6平方メートル以下とすること。 (2) 設置数は、1基までとすること。

2 条例第14条第6項に規定する許可の基準

条例第14条第6項（案内用広告物等）	道標柱	(1) 表示面積は、1個につき0.5平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、1.5メートル以下とすること。
	道標板	(1) 表示面積は、1個につき0.3平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、2メートル以下とすること。
	案内図板	(1) 表示面積は、1個につき5平方メートル以下とすること。 (2) 高さは、2.5メートル以下とする

	こと。
--	-----

3 条例第14条第7項に規定する許可の基準

条例第14条第7項（軌道車両に表示される広告物）	(1) 表示面積は、1側面につき、10平方メートル以下とすること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
--------------------------	---